

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり



せいかつ ほ ご さいていげんど せいかつ ほしょう
生活保護は、最低限度の生活を保障し、
じりつ てだす せいど
自立を手助けする制度です

～ ひとり なや せうだん
～ 一人で悩まずに、まずはご相談ください ～

さまさま りゆう がんば せいかつ な た
様々な理由で、どんなに頑張っても、生活が成り立たなくなってしまう
ことがあります。

せいかつ しえん か せいかつ ほ ご かか せいかつ こんきゅう かた そうだん
生活支援課では、生活保護に係わらず生活に困窮されている方の相談や
しえん おこな いちにち はや もんだい かいけつ きがる
支援を行っています。一日でも早く問題が解決できるように、お気軽に
ご相談ください。

こうかしふくしじむしょ けんこうふくしぶせいかつしえんか
甲賀市福祉事務所 (健康福祉部生活支援課)

〒528-8502

こうかしみなくちちようみなくち ほんち
甲賀市水口町水口6053番地

こうかшыくしよ かい
(甲賀市役所 1階)

☎ 0748 (69) 2158 / 0748 (69) 2160

FAX 0748 (63) 4085

■ 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づいて制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

生活保護は、資産や能力を活用しても、なお生活にお困りの世帯に対し、困窮する度合いに応じて必要な生活の援助を行い、自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。

～ 生活保護は、次の“原理”(考え方)と“原則”(きまり)に基づくものです ～

保護の原理

- 1 生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護法の定める要件に当てはまるときは、平等に保護を受けることができます。
(無差別平等の原理/法第2条)
- 2 生活保護法で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものです。
(最低生活の原理/法第3条)
- 3 生活保護は、世帯内で利用可能な資産(土地や預貯金、生命保険の解約など)や年金・手当・給付金など他の制度による給付、親や子などからの扶養援助、自分たちの働く能力などあらゆるものを利用して最低限度の生活が維持できないときに行われます。
(補足性の原理/法第4条)

保護の原則

- 1 生活保護は、原則、本人(または同居の親族など)からの申請によって行われます。ただし、保護が必要な方が生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長の判断で本人からの申請がなくても保護を行うことができます。
(申請保護の原則/法第7条)
- 2 生活保護は、世帯の構成・年齢・居住地別に、国の定める基準に照らして、世帯の収入や資産の活用などでは基準を満たすことができないときに、足りない分を補う形で行われます。
(基準及び程度の原則/法第8条)
- 3 生活保護は、世帯の事情にあわせ、最低限度の生活の維持のため、必要に応じて適切な形で行われます。
(必要即応の原則/法第9条)
- 4 生活保護は、原則、世帯全体を対象として、保護が必要かどうかを決定します。
(世帯単位の原則/法第10条)

■ 生活保護の利用までの流れ

生活保護は、他の行政サービスと異なり、適用の条件が生活の細部にかかわるため、かなりプライバシーに踏み込んだ形でインテーク（初回の面接相談）を行うこととなります。

個人の秘密は堅く守りますので、ご安心ください。

1 相談

- ・ お困りの内容をお気軽にご相談ください。
- ・ 生活保護制度の説明だけでなく、お困りの内容に応じた解決策と一緒に考え、必要な支援を行わせていただきます。
- ・ 来庁いただけない場合は、お電話ください。



2 申請

- ・ 相談の結果、生活保護の申請を希望される方は、生活保護を利用するための申請書類を提出（※）してください。
 - ・ あわせて、調査に必要な書類や確認資料などの提出をお願いする場合があります。
- ※ 個別の事情により、口頭での申請が認められる場合があります。
- ※ 何らかの事情で本人が申請できない時は、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹）または同居の親族からの申請や、急迫時は福祉事務所長による職権保護も可能ですのでご相談ください。

3 調査

- ・ 自宅にお伺いし、生活状況などの聞き取りを行います。
- ・ 資産状況などの調査を行います。
- ・ 扶養義務者に援助ができるかどうかをたずねたりします。
- ・ 調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

4 決定

- ・ 申請した日から、原則14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に生活保護が利用できるかどうかの決定を行います。
（最初の保護費の支給までに日数がかかるため、それまでの生活の目処がたたない場合は、相談時または申請時にあわせてご相談ください。）

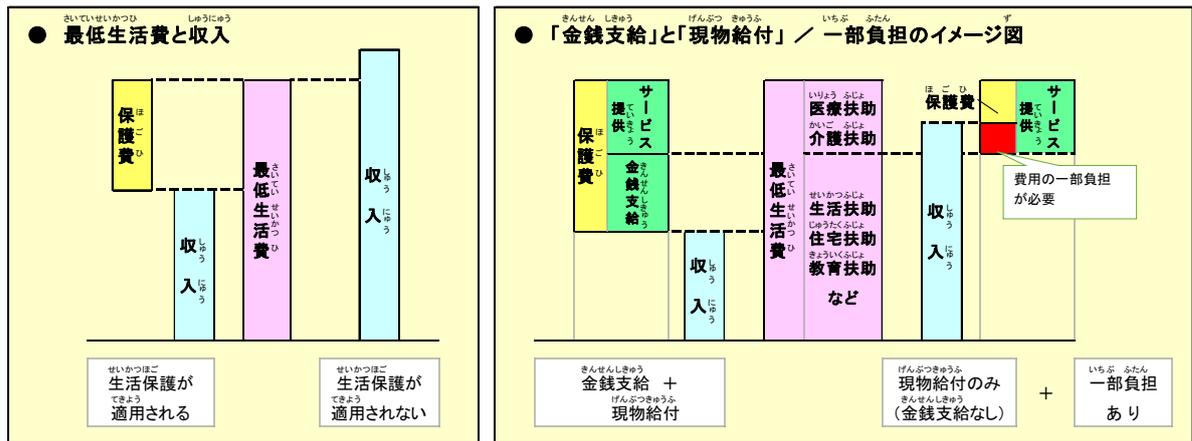
○ 生活保護の利用が決定したら、保護費の支給と、ケースワーカーによる自立に向けた支援を開始します。

○ 生活保護が利用できない場合は、「保護却下通知書」をお渡しします。

■ どういったときに生活保護を利用できるのか？

生活保護は、世帯(同じ家に生活する人々)を単位として適用されます。生活保護は、国で定める最低生活費と、世帯全体の収入(働いて得たお金・年金・各種手当・仕送りなど)を合計した額とを比べ、最低生活費を下回るときに対象となります。

下の図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合、その足りない部分が「保護費」として支給されます。



ただし、保護費の区分として、①金銭支給(生活扶助・住宅扶助・教育扶助など)と、②現物給付(医療扶助や介護扶助など、サービスや物の提供)があり、収入が金銭支給の対象となる基準額以上の世帯に対しては、金銭支給を行うことなく、現物給付にかかる費用の一部を負担していただくこととなります。

■ 生活保護の種類

生活保護には、次の8つの扶助があり、生活上の必要に応じて受けられます。

- ① 生活扶助 食費・被服費・光熱水費など日々の生活費
- ② 住宅扶助 家賃(更新料を含む)、住宅の補修費など
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な学用品、給食費など
- ④ 医療扶助 病気・けがの治療のために必要な医療費など(原則、現物給付)
- ⑤ 介護扶助 介護保険のサービス利用の際の自己負担分(原則、現物給付)
- ⑥ 出産扶助 出産にかかる費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校にかかる費用や就職に必要な技能・資格の取得費用など
- ⑧ 葬祭扶助 葬祭にかかる費用

■ 生活保護と資産の関係について

生活に必要な居住用不動産は、保有が認められる場合があります。ただし、借金返済により生活ができないことを理由とした生活保護の利用は、原則、認められないため、住宅ローンなどが残っているときは、まず、支払いを待ってもらうことが可能かどうかご検討いただいた上でご相談ください。また、65歳以上の高齢者世帯の方で、評価額が500万円以上の居住用不動産を所有しておられる場合は、不動産を担保として社会福祉協議会の貸付制度の相談をまずしていただくこととなります。

それ以外の資産（預貯金や生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など）をお持ちの場合、解約や売却して生活費に充てていただくこともあります。手持金や預貯金は、保護開始時に保有が認められる金額に制限があります。

なお、学資保険や125cc以下のバイクなど、保有が認められているものもありますので、詳しくはお問い合わせください。



■ 能力の活用について

働ける方は、その能力に応じて、働いて収入を得ていただく必要があります。本人の状態に応じた就労先が見つけれられるよう就労支援おこなっています。

ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先とします。病院を受診し、治療に専念するなど、最善の努力をしてください。

■ 扶養義務者からの援助について

親・子・兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、受けてください。また、ひとり親世帯の場合は、養育費などを受けられるよう努力してください。なお、扶養義務者からの援助は、生活保護に優先しますが、扶養能力のある親族がいることによって、生活保護の申請や利用ができないという訳ではありません。扶養義務者からの援助を受けても、なお生活に困窮される場合は、保護の対象となります。

また、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への扶養照会を見合わせることも可能ですので、事前にご相談ください。

■ ほか せいど かつよう 他の制度の活用について

せいかつ ほ ごいがい ねんきん かくしゆてあて いりよう ひ じよせい しやかいほしよせいど せいかつ さき さまざま
生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるための様々
な公的な制度があります。生活保護より、他法・他施策が優先となるため、他に活用が可能な
せいど ばあい せいど かつよう
制度がある場合、まずはそれらの制度を活用いただくこととなります。どのような制度が
たいしよ せたい こと と あ
対象になるのかは、それぞれの世帯により異なりますので、お問い合わせください。

■ ほ ご ひ へんかん 保護費を返還しなければならないとき

◎ かつよう しさん ほ ご う 活用できる資産がありながら、保護を受けたとき

ほんらいかつよう しさん きゆうはく じじよう せいかつ ほ ご う
本来活用できる資産があるにもかかわらず、急迫した事情により生活保護を受けたときは、
しさん かつよう か のう じてん さき しきゆう ほ ご ひ ぜんがく いちぶ かえ
資産の活用が可能になった時点で、先に支給を受けた保護費の全額または一部を返していた
たく必要があります。たとえば、財産があってもすぐに処分ができない場合や、交通事故の補
しょうきん ねんきん う あいだ ほ ご う ばあい ほうだい じよう
償金や年金などを受けとれるまでの間に、保護を受けた場合などです。（法第63条）

◎ ふせい ほうほう ほ ご う 不正な方法で保護を受けたとき

しゆうにゆう ほか ことがら ひつよう とど で おこた ばあい うそ しんこく ふ
収入やその他の事柄について、必要な届け出を怠った場合や、嘘の申告をするなど、不
せい ほうほう ほ ご う ほ ご ひ かえ ほうだい じよう
正な方法で保護を受けたときは、保護費を返していただきます。（法第78条）

■ しゆうにゆう しんこく ひつよう あらゆる収入の申告が必要です

しゆうにゆうしんこく てきせい おこな しゆうろうしゆうにゆう きそこうじよ ひつようけいひ いっていきんがく
収入申告を適正に行うことで、就労収入のうち基礎控除や必要経費など一定金額を
しゆうにゆう にんてい とりあつか
収入として認定しない取扱いができます。

また、こうこうせい しゆうにゆう じゆぎょうりよう ふそくぶん しゆうがくりよこうひ だいがく にゆうがくきん
など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定をしない取り扱いとなり
ます。



■ じどうしゃ ほゆう 自動車の保有について

せいかつ ほ ご さいていげんど せいかつ ほしよう せいど じどうしゃ けいひ ねんしゆつ
生活保護は、最低限度の生活を保障する制度であるため、自動車にかかる経費の捻出や
こうつうじこ お ばいしよ はずか ほ ご う あいだ げんそく じどうしゃ ほゆう
交通事故を起こしたときの賠償が難しいため、保護を受けている間は、原則、自動車の保有
しよ みた しんたいしよ しゃ かた こうきょうこうつうきかん りよう いちじる
や使用が認められていません。ただし、身体障がい者の方や公共交通機関の利用が著しく
こんなん ちいき きよじゆう かた くに きじゆん もと みた ばあい
困難な地域に住居されている方など、国の基準に基づいて認められる場合がありますので、
ごうだん
ご相談ください。

■ ぼうりょくだんいん かた せいかつほごう 暴力団員の方は、生活保護が受けられません



とあ
お問い合わせ・
そうだんさき
相談先



● たんとう
担当ケースワーカー

たんとう
担当ケースワーカーは、せいかつほごりようかたこまかいけつ
生活保護を利用される方のお困りごとの解決や
じりつめざひつよういっしょかんがてだすものせいかつ
自立を目指すために必要なことを一緒に考え、手助けをする者です。生活
じょうきょうかくにんそうだんおうていきてきほうもんおこな
状況の確認や、相談に応じるため、定期的に訪問を行っております。
こましんばい
お困りのことや心配なことがあれば、えんりよ
遠慮なくご相談ください。

あなたのたんとう
担当ケースワーカーは _____ です。

● じんせいいいん じどういいん
民生委員・児童委員

かくちいきせいかつこまかたみまもそうだん
各地域には、生活に困っておられる方の見守りや相談にのっていただけ
じんせいいいん じどういいん ふくしじむしょ きょうりょくかんけい
る民生委員・児童委員がおられます。福祉事務所と協力関係にあります
ので、なにかこま
何かお困りのことがありましたら、ぜひご相談ください。

あなたのたんとうじんせいいいん
担当民生委員は _____ さんです。

じゅうしょ
住所 _____

☎ _____

こじん ひみつ かた まも
個人の秘密は堅く守りますので、ごあんしん
ご安心ください。



こうかしふくしじむしょ けんこうふくしぶせいかつしえんか
甲賀市福祉事務所 (健康福祉部生活支援課)

〒528-8502 こうかしみなくちちょうみなくち ばんち
甲賀市水口町水口6053番地

☎ 0748 (69) 2158 / 0748 (69) 2160

FAX 0748 (63) 4085